

カペー朝期フランスにおける王国統治と聖俗諸侯層 ——王国全体集会と勅令に関する一考察——

渡辺 節夫

はじめに

本稿はフランスのカペー王朝期における中央統治機構、すなわち中央の直轄行政組織の発展と係らせて、王権と最上級貴族層、いわゆる聖俗諸侯層との関係を考察しようとするものである。西洋中世において典型的に成立した国家体制、国制をどのようなものとして把握するかについては古くから論じられてきた。とりわけ、ここではそれを「封建王制」、「封建国家」と呼ぶことは是非が問題となるが、基本的には王を頂点とした中世に特徴的な国制の確立において果たしたレーン制の役割の評価が問題となる。

とりわけ重要なのは、レーン制を求心的に機能させて貴族層の権力を王権の側に収斂させる上で不可欠とされてきた「非レーン制的要素」の一つである直轄行政組織がどのようにして形成されてきたか、ということである。カペー朝期フランスについては既に別稿⁽¹⁾で、その形成過程を具体的に考察したところである。

そこでの主要論点は、フィリップ1世期後半、即ち一一世紀の第4四

半期を起点として聖俗諸侯層を排除する形で宮廷 (cour、狭義の curia regis) が形成されたこと、一二世紀の過程で宮廷を統括する国王大官層 (grands officiers)⁽²⁾の出自がイル・ド・フランス地域 (王領地) の城主層から下層出身者に移行し、「王の騎士 (milites regis)」、「王の聖職者 (clericus regis)」と呼ばれる人々に体系的に依拠する体制が成立するということである。つまり、まず聖俗の諸侯層、次いで城主層を排除する形で、一二〇〇年頃までにレーン制的な紐帯とは異なる人的連関、家中役人層 (familia, ministeriales)、廷臣層 (curiales, palatini) に本質的に依拠した中央統治の核が形成されるということである。

しかし、王を頂点とする中世的な国制、王国の一体性が形成されるためには、公権力を分有し、独自の支配領域を有する各級の貴族＝領主層、司教座、修道院などの宗教組織＝集合領主を王権の下に統合しなければならぬ。即ち、上記のような中央統治の核の形成が、どの程度レーン制を求心的に機能せしめて王権の下への貴族層の結集を可能ならしめたかということが問題となる。ここでは貴族層の中で最上層部分を構成す

る聖俗諸侯層を中心として、その問題を王の政策決定、勅令の公布との関係で具体的に考察することとしたい。

そこで、本稿では、①全体集会 (*assemblée générale*) なるものが国制上いかなる役割を果し、聖俗諸侯層がそれにどのように関与したのか、②王の直轄支配領域を越えて王国全土を対象とする勅令 (*ordonnance*) の成立、公布、適用において聖俗諸侯層がいかなる役割を果したのか、が課題となる。以下、これら二つの課題に対する考察結果を2章に分けて展開させることとしたい。

[註]

- (1) 拙稿「カペー王権と中央統治機構の発展」(渡辺節夫編『ヨーロッパ中世の権力編成と展開』東京大学出版会、二〇〇三年所収)、一四七—一八三頁参照。
- (2) 国王大官職 (*grands officiers*) とは家令 (*seneschal, senescallus, dapifer*)、執事 (*chambrier, camerarius*)、酒蔵係 (*bouteiller, buticarius*)、主馬頭 (*connétable, constabularius*) の4職種、ないし尚書長 (*chancelier, cancellarius*) を加えた5職種を指す。
- (3) その典型としては、一二世紀前半、フィリップ2世期からルイ8世期を経てルイ9世治世初期にかけて活躍したバルテルミー・ド・ロワ (*Barthélemy de Roie*, 1237年没)、ゲラン (*Guérin, Garin*, 1230年没) を挙げることができ

第1章 王国全体集会 (*assemblée générale*) と聖俗諸侯・バロン層

中世における国制、王を頂点とする一体的な国家体制の成立は基本的に王権がいかに聖俗諸侯層を掌握し得たか、その度合いに規定されてい

る。ここではその一面を全体集会 (*assemblée générale*) について具体的に検討することとしたい。

カペー初期においては国王会議 (*curia regis*) がカロリング期の *placita* の伝統を継承し、聖俗諸侯層に依拠した形で国政が運営されていた。ユーク・カベと同時代のリシェ (九五〇頃—一〇〇〇年頃) やアボン・ド・フルリー (九四五頃—一〇〇四年) は、ポスト・カロリング期にないがしろにされてきた統治法の復活を求めている。これはランスのヒンクマルが推奨したもので、*curia regis* に王国の有力者 (*primores, optimates*) を集め、彼らの諮問に依拠して国政を遂行するといふものである。⁽¹⁾ ユーク・カベは最も純粋なカロリングの伝統との連関を意識している。

一一世紀段階について見ると上級貴族層 (伯・司教) が一〇七七年頃まで、王との関係において、一定の独自の位置を保持していたのが知られる。彼らの国王証書での出現率はロベール2世の末年三三/四六 (七二%)、アンリ1世治世一一九/一五九 (七五%)、フィリップ1世治世前半 (一〇六〇—七七七年) 二二七/三三八 (六四%) となっている。⁽²⁾ また、彼らのみの署名を伴う国王証書さえアンリ1世治世に2件、一〇六〇—七七七年に5件見られるが、一〇七七年以降については1、2の例外を除き殆ど見られない。その中で *cours générales ou solennelles* 開催の動機としては、ノルマンディー公、フランドル伯を含む神聖ローマ皇帝ハインリヒ3世に対抗した同盟の形成 (一〇四八年)、アキテーヌ・ブルゴーニュ両公、シャンパーニュ・ヌヴェール両伯も加わったフィリップ1世による反ウィリアム1世同盟の追求 (一〇七七年、オルレアンでの

regale concilium) が推測される⁽³⁾。

しかし、現実にはいわゆる「全体会議 (cour générale)」は王国全土の聖俗諸侯の議会というには程遠く、王の聖別のような極めて盛大な集会であつても参席者は地域的にはかなり限られていた。それは王国全土を対象とする一般法はもはや存在せず、基本的に、立法のために集会を開く必要はなかったからである。確かに一二世紀前半まで彼らから諮問を受けるために国王が招集した一定数の集会が存在したのは事実である。しかし、聖俗の高級貴族が現れる集会は例外的、断片的なものに過ぎない。

また、この種の集会で扱われる事項は多岐に亘るが、一貫して教会・宗教関係の重要事項が扱われている点が目を引く。例えば、ベランジェ・ド・トゥール (一〇八八年没) の教理、特に聖体の秘蹟 (Eucharistie) に関する議論 (一〇五一年、パリ)、グレゴリウス7世の教会改革のフランスへの導入 (一〇七四年、パリ)、アナレクトゥスのシスマへの対応 (一一三〇年、エタンブ) などが挙げられる⁽⁴⁾。この点はこの種の集会が公會議 (教会會議) 同様「concilium」とも呼ばれる所以であるが、それは王権と聖界との緊密な関係、聖職者層の素養に起因する重要性和必要性によるものである。また、彼らは世俗諸侯に関する事項においても中心的な役割を果たした。

ルイ6世期には「ex consilio (ou assensu) (以下の人々の) 助言 (または同意) により」という書式は curiales (廷臣層) に独占され、王宮の部外者として司教・伯の参席を記すのみとなる。また、ルイ7世期にか

カペー朝期フランスにおける王国統治と聖俗諸侯層——王国全体集会と勅令に関する一考察——

けて、書式上なお「manibus optimatum fidelium nostrorum tradimus」(の件を) 我々の有力な忠臣たちの手に委ねる」なる文言が見られるが、これは単なる過去の曖昧な記憶に過ぎず、国王大官層の同意を示すものに過ぎない⁽⁵⁾。

大有力者が大集会に再び列席するようになる画期は、一一四五年頃とみなされているが、ある年代記の一一三七年の項には、パリが王国が首都 (regni caput, sedes regia) としての性格を帯びるに従い、教会問題を扱い、王国の諸問題について命令を発するために王が「高位聖職者と世俗諸侯たちの集会を招集すること (conventum praelatorum et principum evocare)」が習慣化されたことが記されている。大集会は「solemnia curia, curia generalis, concilium celebre, magnum concilium」などと呼ばれるものの、実際には遠隔地の聖界諸侯、世俗の最有力者層は参席せず、数も少なく、その大部分はイル・ド・フランス出身者に限られていた⁽⁶⁾。

ルイ7世期、とりわけ一二世紀後半の過程で、王とその家中役人層 (familia) が政策決定の源泉であつたが、集会の開催、有力者の参席者の関与の意味が真の助言 (véritable conseil) から正式な支持 (authentique appui) に変化したのは事実である⁽⁷⁾。これは政策の選択、統治方法における変化を裏づけている。参席した有力者は宣誓により王の決定の執行を約束し、欠席者からも誓約を取り付け、決定事項の違反者に対する強制権の執行が決められた。重要な決定を下すための集会での協議対象は、王の離婚、十字軍、対英戦争、平和の遵守など多様であり、その結果も流動的であつた。そこでは共通に「utilitas regni (王国の利益)」が

想起され、王国の安寧と公益 (*bien commun*)⁽⁸⁾ に責任を負うものとしての国王大権 (*majestas regia*) と王の最高封主としての力量が発揮された。⁽⁹⁾

一二世紀中葉以降、頻繁に重要な集会が開催されるようになったこと自体が *curia regis* の発展の一面を示すものであるが、王による裁判判決の執行同様、大事業のために聖俗諸侯層の同意が重要性を増したことが、即ち彼らの存在が王にとって不可欠になったことを示している。この点は例えばシュジュールのルイ7世への諫言(一一五〇/五一一年)⁽¹⁰⁾ によく表われている。そこでは早計に戦争に突入すべきではなく、前もって十分に忠臣層、すなわち司教と世俗の有力者たち (*optimates, procures*) の助言を徴すべきことが強調されている。

王と聖俗諸侯層との緊密な連関の復活は、一一四〇-五〇年代の *curia regis* における特に盛大な会期、国王集会の伝統の再生をもたらした。⁽¹¹⁾

その決定的な一歩は第二回十字軍が決定され、準備されたヴェズレー(一一四六年)とエタンブ(一一四七年)の両集会によって印された。両集会はその対象範囲と影響範囲において画期的であるだけでなく、エタンブの集会では王の不在中の王国統治、有力者の陰謀からの王国の防衛が意図されている点に注目する。王に同行して十字軍に参戦しない世俗諸侯たちは、有力な司教たちとともに助言義務に基づいて、協議を行い、決定を下すが、それは王自身による最終的な、撤回不能のものとなった。⁽¹²⁾ また、後述のように、ほぼ同時期に最初の勅令、異端に関するもの(一一四四年)、王国の平和に関するもの(一一五五年)が発せられている点も注目に値する。

一二世紀後半における王と世俗諸侯の連関強化の典型はブロワ・シャンパーニュ伯家との間に見られる。⁽¹³⁾ ルイ7世とシャンパーニュ伯ティボー2世の娘アデルとの再婚(一一六〇年)は、同王と先妻アリエノールとの間に生まれた娘たちと同アデルの兄弟たちとの結婚(マリールとシャンパーニュ伯アンリ1世(一一六四年)、アリクスとブロワ伯ティボー5世(一一六五年))により一層強化された。また、その延長線上にアンリ1世、ティボー5世の兄弟ギヨーム・オ・ブランシュマン(一一六八年サンス大司教、一一七六年ランス大司教、一二〇二年没)の「フランス王の右腕」としての活躍を位置づけることができる。

一一六〇-七〇年代には平和と戦争の問題において集会の役割は決定的であった。一一六七年にはフランスの領主たちが平和を拒絶したため、王は戦闘の続行を余儀なくされ、逆に一一七三年には彼らは王に戦争の一時停止を進言している。⁽¹⁴⁾ 平和と休戦協定はバロンたちの批准と誓約を得て初めて確たるものとなったのである。

つづくフィリップ2世期、特に治世初期の混乱期(一一七九-八四年)について、リゴールを除く、年代記作者たちはそろって王の活動が大きくバロン層の助言に依拠したことを述べている。⁽¹⁵⁾ また王自身も、治世初期の一〇年間は、「彼のバロンたちの助言に基づいて (*baronum suorum consilio*)」判断を下すことをしばしば宣言している。

フィリップ2世は、一一九〇年の勅令(「遺言」で *curia regis* の裁判会期を年3回開催することを定めている。同王治下での *curia regis* の活動の中で特徴的な点は、ルイ7世期同様、訴訟に関しては教会、聖職者に

関するものが圧倒的に優位を占めている点である。また、訴訟人の中では司教、修道院長が優位を占め、有力バロン層は教会関係の訴訟には参席せず、厳密な意味で世俗的な訴訟のみに関与したことが窺われる。全般的に見て、一一九〇年以降は高位の参席者の署名が見られるのは極めて重要な訴訟判決に限られるようになる⁽¹⁶⁾。

確かに王は軍事行動や王国全土を対象とする大勅令の発布に関しては curia において（世俗の）有力者たちの助言を仰いだ。また、彼らはカペーの大祭では優位を占めた。しかし、伝統的な集会在国王役人の会計監査を対象とする技術的なものとなるに従い、彼らはそこには参席しなくなったのである。

即ち、curia regis は、その裁判を通じて、諸侯制裁、統制の場としての機能を強化したということである。もちろんその背景にはレーン関係を通じての王の諸侯統制の強化、最高封主権の確立がある。その最も象徴的なものは、ジョン欠地王の封剥奪の判決（一二〇二年）である。それは、curia regis の裁判権が王領地を越えて拡大したこと、即ち王の裁判権の至上性を事実においても示すものである。これを更に確認するものとして、フィリップ2世の curia での封建義務違反を理由とするブローニユ伯ルノーからの所領没収（一二二一年）を挙げることができる⁽¹⁷⁾。

このような curia regis を通しての諸侯統制は、聖俗諸侯層を大集会に招集し、助言を受ける体制と対立するものであり、一三世紀前半の過程における後者の衰退を予示するものである。また、フィリップ2世、ル

イ8世両王は封建法に依拠して、彼らを頻繁に集会に招集しているが、それは自己の決定への同意を求め、その執行を容易にするためのものでもあった。

ルイ8世の治世には広い意味での集会は二五回確認されるが、その内一〇回は莊重集会（concilium celebre, cour solennelle）⁽¹⁸⁾である。確かに全体として、集会の開催頻度はフィリップ2世の治世を上回っているが、それは集会の制度的確立を意味するものではない。集会は王の必要性に応じて随時招集され、その開催日も教会の大祭に特定されることもなかったからである⁽¹⁹⁾。

curia regis の参席者の人的構成から見ても、ルイ8世が特定の集団（一七〇／一八三人）の同意に体系的に依拠していたことが知られる。有力者層は王に対する忠誠関係が不安定なその他の人々（一三人）の中で際立っていた。とりわけ、専門的行政官が徐々に重要な位置を占めるようになる。重大な決定、行政的施策に際しては準備集会在開かれており、王が彼らとの事前協議に依拠する度合いが高まったことを示している⁽²⁰⁾。また、curia には封建的な慣習、成文法（教会法）に通曉した専門家もわずかながらも含まれており、彼らは大封臣層に対する特別裁判の創設の意味を理解していた。

こうした状況の下では、集会は、限定された助言者集団が日常的、緊急の諸問題や裁判を処理する独自の統治機関には成り得なかった。ルイ8世の1証書に、王は「多くの有力で賢明な人々の助言によって（*et magnorum et prudentium virorum consilio*）、以下の如く定めた」とあるよ

うに⁽²¹⁾、集会はいわば“拡大 curia”であり、構成員の出自、権能、職務の多様性に特徴がある。これは王が参席者の指名権を確保しつつ、主導グループの結論に同意を与える形ではあるが、多くの人々の決定への関与を図ったことを示している。

そこでは通常王国レベルの問題が扱われることになるが、その内容は多様であった。例えば、ある集会 (concilium, 一二二五年一月、ムラン) では、フランス王 (Rex Franciae) とそのバロンたちに対してフランスの大司教、司教たちから動産物件の所有権をめぐる係争への裁定 (iudicio) が求められるとともに、他方では英王との間での休戦やアルビジョワ派に関する問題も議論されているのである⁽²²⁾。

しかし、国制史的観点からは、裁判集会よりも特に政治的集会が問題となる。この種の集会はルイ8世治世には一五回確認される。その典型は対英交渉、ブーヴィーヌの戦い (一二一四年) で捕虜となったフランドル伯フェランシー女子相続人ジャンヌの夫の解放、アルビジョワ十字軍に関するものである⁽²³⁾。このアルビジョワ十字軍の派遣が決められた集会 (一二二六年五月、ブルジュ) に関しては「法律上頭 (rex, 王) に四肢 (proceres, 有力者) は従うよう義務付けられている (caput de jure sequi sua membra tenentur)」⁽²⁴⁾とこう記述が見られ、両者の協働関係が強調されている点が目を引く。

集会において聖俗諸侯層の同意を得ることは、特に対外的な大事業の場合には、財政的支援を得るだけでなく、その正当化のためにも不可欠であった。例えば、教皇ホノリウス3世が対英戦争の再開に対して不満

を述べたのに対し、ルイ8世は「休戦の続行はバロン層の意見ではない」と書き送っているのである (一二二五年四月頃)⁽²⁵⁾。

ところで、十字軍の準備過程にあった一二二六年の初頭、一種の進化が認められる。それは厳密な意味での議決権を有する立法集会というよりも、極度に拡大された指導グループの助言組織というべきものの存在である。これは永続的なものとはならなかったが、ルイ9世の未丁年期における王権に対する有力者層の対抗関係の強化に寄与した。確かにここでは王の近侍者層 (noblesse curiale) が中核をなしているが、真の政治的集会 (議会) の前兆をなすものである。ルイ8世期の諸集会は総じて、後の時代の“テスト・ケース”ないし“実験台 (banque d'essai)”の役割を果たした⁽²⁶⁾。

しかし、ルイ8世の死 (一二二六年一月) に伴う長い混乱期を画期として、集会は制度的には存続したものの、その開催ははるかに不定期のものとなった。また、ルイ9世治世には全般的に重要な集会は殆ど開かれていない。しかし、狭義の curia regis の全体集会、assemblée générale de la curia は存在した。これは E. Hallam の “meeting of the whole curia regis” に相当するものである⁽²⁷⁾。即ち、全体集会は、より緊密な王の統制下におかれた狭義の curia regis の枠組みのなかに位置づけられ、その役割もより明確なものとなったのである。

換言すれば、出自ではなく資質を認められた王に直結した助言者層と、レーン関係により王に極めて誠実な関係にある封臣 (バロン・司教) 層双方で構成された集会が組織されたということである。バロン・司教層

は確かに自己の封、司教座の利益に視野が限られる傾向にあったが、逆に自己の支配領域（大封土）の統治の経験を活かして、王国の統治に寄与することができた。また、彼らがパリに居館を設けたことにより、王との紐帯が強化され、集会への参席も頻繁となった。⁽²⁸⁾ 彼らは、助言者として、王が決定事項を準備させるために開催する集会、王国全土に向けた勅令を採択させるための集会双方に参席した。

依然として多くの集会は周到に準備されたものとはいえず、緊急に招集され、また議事日程も不明確であった。また、ルイ9世期には *curia regis* の機能分化はまだ流動的であり、その全体集会のあるものは、イングランドの議会 (*parliament*) と同様に "*parlamentum*" と呼ばれた。そこで扱われた具体的事例としては、①ノルマンディーの司教たちの権威と裁判権への侵害に対する嘆願（一二五八年）、②アングラン・ド・クシーの審問（一二五九年）、③貨幣鑄造に関する勅令 (*ordinatio*) の採択（一二六五年）⁽²⁹⁾ を挙げることができる。

一三世紀の第4四半期以降には狭義の *curia regis* (*cour*) から機能的に分化した国王諮問会議 (*conseil, curia in consilio*) と高等法院 (*parlement, curia in parlamento*) が、徐々に全体集会 (*assemblée générale*) に取って代わることになる。特に後者については *Olim* (裁判記録台帳) の編纂が始まる一二五四年を大きな画期と見ることができ、これは、ルイ9世の第6回十字軍からの帰還（一二五四年八月）に伴う、行政全般の改革を目指した、後述の「大勅令」の公布（一二五四年二月）と密接に関連している。

カペー朝期フランスにおける王国統治と聖俗諸侯層——王国全体集会と勅令に関する一考察——

その後、一四世紀の危機の時代になると、全体集会は多様な構成を取って再び現れる。その典型は、フィリップ4世期の重大局面（一三〇二、一三〇八、一三二四年）で王が開催した三身分（聖職者、貴族、都市のブルジョワ）の代表で構成される集会である。⁽³¹⁾ 特に一三二四年には、その背景として対フランス戦争のための課税に反対する貴族・都市民の「封建同盟」が全国規模で結成されたことが銘記されねばならない。

これらの集会は王の協議機関であり、諮問会議よりも広範な同意を得るためのものであった。一三世紀にかなり頻繁に開催された「カペー的集会」(*assemblée Capétienne*)、⁽³²⁾「王冠集会」(*cour couronnée*) は、開催の規則性を欠く点では三身分会議と同様であるが、①その構成員は王が自由に選任し、意見を述べることにしか認められていない点、②人的構成、討議対象事項の性格により形態が変化する点において、三身分会議とはかなり異なった様相を呈するのである。⁽³²⁾

以上の検討結果から、王国全体集会は、①王の政策決定への関与、②習慣化された構成、③王の取り巻き層＝廷臣層 (*palatini, curiales*) とは明確に区別された人々による構成において、一種の統治機関と見なすことができる。しかし、そこでの聖俗諸侯層の役割は基本的に王の諮問に答え、提案に対して同意と批准を与えることに限定されていた。彼らが固有の案を提示し、それを押し通すということは有りえず、最終的な決定権は王のみに帰属した。聖俗諸侯層は「王国住民」(*raison*) を代表する存在として、君主に対抗する政治体を構成したわけではない。また、集会を開催するか否か、誰を招集するかは王の側の意志と必要性による

ものであり、王にとって開催の義務はなく、不都合な場合には意図的に回避することができた。このような王の恣意性こそ、集会が恒常性、固定性を欠く要因である。

この種の集会に聖俗諸侯層が参席する根拠については、封建会議 (cours féodales) のように封臣の誠実義務の一環としての助言義務 (consilium) に求めるべきではなく、それとは直接連関しない、状況規定的なものとする見解が見られる。確かに、封建的な原理に基づく有力封臣 (fidèles) への諮問の回避が一二世紀末までに規則化し、彼らの関与がやや全体に係る政治的、統治的問題に限定されるようになるのは事実である。しかし、現実には一三世紀に入り、フィリップ2世からルイ9世の治世にかけて、王権の政治的拡大に伴って古典的形態の封臣層の大規模集会が全盛期を迎えるのである。その一端を示すものとして、ルイ8世期に、王への有力者の臣従 (hommage) が同輩の面前ではなく、集会において、一定数の下層部分も含む多く人々の面前で成就するようになった点⁽³³⁾が目を引く。

この点は、フィリップ2世期に確立した王の最高封主権 (suzeraineté) が全体集会の王権への従属性の根底にあり、それが基本的に聖俗諸侯層の要求と利害を反映させる場ではなく、王権側の意向と主導性を実現する場となった基本的な要因である。最高封主権の確立により、同輩制 (pairie) も聖俗諸侯層にとって王権を制約するものとなり得ず、逆に彼らの王権への従属性とレーン制的秩序を維持・再生産する手段と化するのである。

以上の考察から、王国統治における聖俗諸侯層の関与の形態は4つの段階に分けることができる。①カロリング的な全体集会による政策決定への直接的関与、②狭義の curia regis (cour) の形成に伴う政策決定からの排除、③広義の curia regis を通じての助言・同意・徹底、④ curia regis の枠組みの明確化とそこへの包摂、以上である。

従って、後述の如く勅令 (ordonnance) に関しても、一二世紀の中葉以降、王国規模での勅令の公布が必要となり、それが実効性を持つためには聖俗諸侯層の関与が不可欠であったことは言うまでもないが、ここでも基本的に王権の主導性が維持されたことも銘記されねばならない。

確かに形態的には、カペー期(一一―一三世紀)の全体・莊重集会 (curia generalis, assemblée solennelle) → フィリップ4世期の「三部会 (Etats généraux)」→ ヴァロワ朝期(ジャン2世、シャルル6世)の大集会 → grandes assemblées, assises solennelles: 一三五七年の「大勅令」→ 第三身分への課税・徴兵承認権の賦与・一四一三年の「カボシユ勅令」→ 行・財政改革―という系譜が考えられる。しかし、現実にはカペー期に實質的に王の政策決定、国政の中核をなしたのはあくまでも狭義の curia regis (cour) であり、助言・同意のための全体集会 (＝ 拡大 curia regis) → の第三身分の参入、その階層的拡大として「三部会」の形成を考えるのが妥当であろう。このような限定を加えた上で、初めて「貴族(特に聖俗諸侯)層からの諮問体制はフランスにおける国家の政治的發展の出発点をなす」(A・リュシェール)といえるのである。⁽³⁴⁾

[第一章註]

- (1) Y. Sasser, *Hugues Capet*, Paris, 1987, pp.279,281.
- (2) J.F.Lemaignier, *Le gouvernement royal aux premiers temps capétiens*, Paris, 1965, p.112.
- (3) J.F.Lemaignier, *Le gouvernement royal*, pp.115–116; A.Fliche, *Le règne de Philippe Ier(1060–1108)*, Paris, 1912, pp.99–101. cf.M.Prou, *Recueil des actes de Philippe Ier*, Paris, 1908, no.86: in palatio nostro celebrato regali concilio. cf.*ibid.*, no.84 (a.1076).
- (4) A.Luchaire, *Histoire des institutions monarchiques de la France sous les premiers capétiens (987–1180)*, Paris, 1883, t.1, p.258.
- (5) A.Luchaire, *Histoire des institutions monarchiques*, t.1, pp.245–246.
- (6) *Recueil des Historiens de la France*, t.12, p.196(a.1137); E.Boumazel, *Le gouvernement capétien au XIIe siècle*, Limoges, 1975, p.135 et n.5, et pp.136,138.
- (7) E.Boumazel, *Le gouvernement capétien*, pp.160–161.
- (8) ぐへりや世時や(一一一十五年頃)のヘンゲンヤンニシタウジヤノ義職(ニタヤ)の彈圧に関する勅令發布の根拠として公卿(common good)くの危言が挙げられたこと⁹ cf.R.I.Moore, *The first European revolution*, Oxford, 2000, p.164.
- (9) J.Barbey, *Eire roi et son gouvernement en France*, Paris, 1992, pp.128–129.
- (10) *Recueil des Historiens de la France*, t.15, p.522: Regiae maiestatis celsitudini.. supplicamus, ne contra comitem Andegavensem... absque consilio archiepiscoporum et episcoporum, sive optinatum vestrorum, in guerram innature pronunpatis.... Sed construimus, ut audito eorum consilio...donec fidelium vestrorum, episcoporum scilicet et procerum, super hoc consilium audatis: qui ex jure fidelitate quam regno et corone debent, quod vobis suggesserint, perfecere totis viribus adjuvabunt.
- (11) Y.sassier, *Louis VII*, Paris, 1991, pp.409–410; E.Boumazel, *Le gouvernement capétien*, pp.157–159.
- (12) Y.Sasser, *Louis VII*, pp.156–157.
- (13) Y.Sasser, *Louis VII*, p.410.
- (14) A.Luchaire, *Histoire des institutions monarchiques*, t.1, p.266: *Recueil des Historiens de la France*, t.13, p.521; t.16, p.585.
- (15) J.Baldwin, *Philippe Auguste et son gouvernement*, Paris, 1991, pp.53–54.
- (16) *Recueil des actes de Philippe Auguste*, t.1, Paris, 1916, no.345(a.1190): regina (レディー) et archiepiscopus (ヘンズ大司教ギロー) de statu regni nostri et negotiis ter in anno significant. E.Hallam, *Capetian France 987–1328*, Harlow, 2001(1980), pp.313; J.Baldwin, *Philippe Auguste et son gouvernement*, p.67.
- (17) J.Baldwin, *Philippe Auguste et son gouvernement*, p.341. *Recueil des actes de Philippe Auguste*, t.3, Paris, 1966, nos.1202–1203.
- (18) 々の種の莊重・祭典集會として「ザ」Rex Parisius concilium celebravit, ibique multa de regni negotio sunt tractata(1224.12.7): Rex concilium Parisius celebravit, ubi multa de negotiis regni, regisque Angliae et terre Albigenisium petracavit (1225.5.15) 々々レ説ヤシテス⁹(Chronique anonyme de Tours: *Recueil des Historiens de la France*, t.18, pp.307,308)⁹.
- (19) Ch.Petit-Dutaillis, *Etude sur la vie et le règne de Louis VIII*, Paris, 1894, pp.343–344.
- (20) G.Sivéry, *Louis VIII*, Paris, 1995, pp.293, 296–297.
- (21) *Ordonnances des Roys de France*, t.12, p.319(1226.4).
- (22) *Recueil des Historiens de la France*, t.18, p.309.
- (23) 朕^レ之^ヲ・Rex et legatus super negotio Albinensi multa, consilio episcoporum et principum, ordinant et decernunt (1226.5.17)(*Recueil des Historiens de la France*, t.18, p.314).
- (24) *Recueil des Historiens de la France*, t.17 (Nicolas de Bray, *Gesta Ludovici VIII*), p.330.
- (25) Ch.Petit-Dutaillis, *Etude sur le règne de Louis VIII*, p.346, n.4.*Recueil des Historiens de la France*, t.19, p.760: Henricus(III)...de regno Angliae, quod movet

カペー朝期フランスにおける王国統治と聖俗諸侯層——王国全体集會と勅令に関する一考察——

de feodo Romanæ ecclesiæ et vestro (Honorius III) mitti contra nos et regnum nostrum milites et gentes cum armis ad contratenenda nobis feuda nostra... Quod si Rex Angliæ hoc faciat auctoritate sua et consilio suo proprio et non vestro, non miremini, si nos consilium in contrarium habeamus.

(26) G. Sivéry, *Saint Louis VIII*, pp. 291-292, 293.

(27) E. Hallam, *Capetian France*, pp. 314-315.

(28) G. Sivéry, *Saint Louis et son siècle*, Paris, 1983, p. 315; J. Richard, *Saint Louis*, Paris, 1983, pp. 443-444. 具体的には、例え²⁵ジャン・バール・ニュ・伯ティボー5世(一二一七〇年没)・ブルゴーニュ公ユーグ4世(一二二七年没)・ブルターニュ伯ジャン1世(一二八六年没)が挙げられる。

(29) G. Sivéry, *Saint Louis*, pp. 316-317; E. Hallam, *Capetian France*, pp. 314-315. *Ordonnances des Roys de France*, t. I, p. 95: Il est ordonne de par le Roy que nuls estellins ne gurent en son Royaume pour plus de quatre iournois... Facia fuit hec ordinatio in parlamento... Fuit primo scripta Meleduni.

(30) G. Sivéry, *Saint Louis*, p. 517; E. Hallam, *Capetian France*, p. 314; G. Giordanengo, *Le pouvoir législatif du roi de France (XIe-XIIIe siècles)*, *Bibliothèque de l'Ecole des Chartes*, t. 147, 1989, pp. 299-300.

(31) J.-Ph. Guinle, *Les souverains de la France*, Paris, 1991, pp. 71-72.

(32) J. Barbery, *Eire roi*, p. 272.

(33) G. Sivéry, *Saint Louis VIII*, p. 291.

(34) Aluchaire, *Histoire des institutions monarchiques*, t. I, p. 268.

第二章 勅令 (ordonnance) の成立と聖俗諸侯層

ここで勅令 (ordonnance, ordinatio) について検討しておく必要がある。これは王による法制定権 (pouvoir législatif) の取得に対応しており、中世史料の表記に従って établissement (stabilimentum) ¹ edit (edictum) ² statut

(statutum) とも呼ばれる。一般に、形式的には書簡 (lettres, littere) の一形態と見なされ、「不確定な ³diplôme の形式を借用しつつ、一二世紀中葉以降現れ始める、法を創出するための一般的な決定を記した書状」と規定されている。また、ordonnance は高位聖職者層とバロン層の集会でなされた諸決定を内容とし、当面の諸措置の執行は彼等により保証されている。⁽¹⁾ また、勅令の特質はその内容、更にはその適用範囲にある。即ち、王領地はもとより個々の聖・俗の貴族・領主の支配領域内にまで、即ち王国全域にその適用範囲が拡大していく点が最も重要である。

王が王領地を越えて王国の範囲で établissements と呼ばれる措置を講ずるようになるのは、今日ではフィリップ1世治世からではなく、ルイ7世治世からとされている。しかし、既にフィリップ1世の1国王証書(一〇七七年)の序文には、*potestas regia* (王に固有の権力) と解釈すべき、法や王の規範制定権への言及が見られる。この権能は国王証書に立法権に発する権威を付与し、この立法権は場合により国王証書を王国全土と全人民に対抗しうるものに変える。また、グレゴリウス改革期には規範制定権が第一義的な重要性を持つにいたり、教皇書簡の影響と相俟って、尚書局の意を受けて諸王も既存の規範を想起し、尊厳型証書を起草する形で、事実上、法制定(立法) ⁽²⁾を行ったのである。

しかし更に一段階飛躍するためには、より有効な特権が付加されねばならない。こうして特権 (privilege) から国制 (constitution) へ、諸権利の確認から王国全土と全人民に適用し得る法 (loi) への移行が起こ

る。その最初の例はルイ7世期における、再び異端に陥った改宗ユダヤ人の処罰(一一四四年)である。これは確かに王国全域を対象とした(*in toto regno nostro*) 勅令(*nostrae praeceptionis edictum*)であり、王自身の決定によるものとされ、*statimus*なる表記も見られる。

ついで十字軍遠征中の措置に関する勅令(一一四七年)が出された後、有名な一〇年間に及ぶ王国平和令(一一五五年)が出されている。これは、「物事の秩序と平和の条項が文書の記録に委ねられるよう命ずる(*in gestae ordinem et pacis tenorem monumentis literarum tradi praecepimus*)」と記されているように、勅令というよりも聖俗諸侯による平和の協約を王の名において文書化したものに過ぎない。また、極めて倫理的で実効性に乏しいもので、王の意図に基づくものではなく、列席し承認を与えた諸侯たちの敬虔心の発露の表現とみなされている。

また、ルイ7世期のフランスにおける勅令の成立は、当時の国際情勢と密接に関連している。即ち、一一四四年の勅令にはローマ教皇の尚書局の影響が看取され、一一五五年の勅令はフリードリヒ1世治下の神聖ローマ帝国の事態に対するフランス王権の関心の所在を裏づけるものである。⁽⁴⁾

つづくフィリップ2世時代の6通の勅令のうち最初のもの(一一九〇年)はいわゆる「遺言書(*testamentum*)」と見なされ、王の不在中における中央統治機関の改革を見通したものである。そこでは王国住民の不満、要望を聴取するために年3回パリで法廷を開催することが予示されている。

ここで注目すべきは、その序文に「王たちの職務は適切な方法により臣民の全てに対し配慮し、その個別的な利益よりも公的な利益を重んずる」とである(*officium regium est subsectorum commodis motis omnibus providere et sue utilitati privatae publicam anteferre*)なる文言が見られることである。この公益(*utilitas publica*)なる概念はカロリングを継承するもので、熟成され、一二世紀初頭には再発見されたものである。この概念の中に古い平和のイデオロギーが融合し、政治的、社会的秩序の確立における法の機能が熟慮されることになる。⁽⁵⁾

これを受けて、一三世紀には、ルイ9世によるユダヤ人の処遇と高利貸に関する勅令の発布(一二三〇年)に際しては、王国全体の利益(*utilitas totius regni nostri*)が考慮され、「王のバロンたちの共通の助言に基づく(*de communi consilio baronum nostrorum*)」べきことが特記されている。更に降って、『ボーヴェ慣習法書』(一二八〇―八二年成立)では、王が新たに勅令(*etablissemens*)を発する場合には①公益(*commun pourfit*)を考慮し、②助言に基づき、③良き慣習を遵守すべきことが明記されている。⁽⁶⁾

このように封建的慣習は王に *utilitas regni* (*commun pourfit*、公益)のために自由に勅令を発する権能を認めており、フィリップ2世期には王の至上権が確立することにより、それが可能となった。しかし王の立法権を原則的に認めつつも、バロン層は自己の領域における至上権を主張して、この面で王の至上権と対立した。一三世紀初頭では勅令は封臣たちの同意を得て、初めて統治の手段たり得た。教会裁判権に限定を加え

た勅令（一二〇五—〇六年）と、分割相続された封に対する王の最高封主権に関する勅令（一二〇九年）⁽⁷⁾がその例である。

立法における王の権力の発展を最もよく反映しているのは、ユダヤ人の高利貸規制・禁止に関する一連の勅令である。そこにルイ7世期の実効性に乏しい精神規定的勅令から一三世紀後半の全域的勅令への移行過程を看取することができる。また、ルイ9世治世に到る過程での勅令の適用範囲（エリア）の拡大にとって、封建制的な助言体制が重要な役割を果たしたことが指摘されている。フィリップ2世の治世以前は、王の立法面での權威を、特に誠実關係が欠落しがちなバロン層に強要することは困難であったが、同王の治世に勅令は増加し、対象も多様化した。王の裁判特権と立法権が結合したのは事実である⁽⁸⁾。

つづくルイ8世期からルイ9世期にかけての勅令の形式的な特徴は、その決定の際に王廷に参席したバロン層の名前への言及が徐々になくなり、代わって法曹家や王の役人たちが現われる点である。これは立法における王権の優位性が確立し、勅令の有効性にとっては多くのバロンたちからは同意だけで十分であったことを示している⁽⁹⁾。

その意味では、一二三〇年のルイ9世の勅令に先立ち、一二三三年一月にルイ8世が即位後まもなく発した、旧来の両義的なユダヤ人の高利貸統制からの脱却の始点となる勅令（*stabilimentum*）⁽¹⁰⁾が示唆的である。その発布に同意した人々の中に大司教、司教、伯、とともに *barones et milites regni Francie*（フランス王国のバロンと騎士たち）として国王大官（酒蔵係、主馬頭）と地方官（セネシャル）が名を連ね、彼等の印璽

が王を始めとする他の二四人の印璽と並んで添付されていることが注目値する。この点は「我々と我々のバロンたちは（以下のように）定め、命ずる（*nos et barones nostri statuimus et ordinavimus quod...*）」なる表記とともに勅令の発布と施行における王の主導性を示すものである。

また、この勅令は誓約を行なわなかった他の領主たちにも適用され、王国全土、即ちバロン領内でも法的執行力を持ち得た王の立法証書（*acte legislati*）と見なされてきた⁽¹¹⁾。確かに、この勅令は、一二三〇年のルイ9世の勅令同様、その執行に関する条項が議論の対象となった点に特徴があるが、ユダヤ人の相互留保禁止の1条項を除き、非宣誓、非同意の領主たちは適用外であったとする見解も見られる。しかし、将来における宣誓者とその適用対象の拡大を想定した、王の主導による協約であることは否定できない⁽¹²⁾。

ルイ9世治世については王の至上権に基づく二五通の勅令（*ordonnances*）と、それに類似の規定8通が残されている。そこでは、王権の拡大にとって重要な諸問題（ユダヤ人、高利貸、慣習）、肝要な地域（例えばラングドック）、重要な部門（貨幣・都市など）、が対象となっている。

ルイ9世治世の初期一二二八年に異端者の処罰に関する文書⁽¹³⁾が発給されている。これは、王の多くの「*prudentes*（賢者）」の助言を得て策定された *statuta* と表記され、各条項には *statutus* または *ordinatus* なる動詞が用いられている。宛先はニームの総ての都市民とその司教管区に定住する王の忠臣たち（*fidèles*）と極めて限定されている。この文書の

特徴は、*mandamus, precipimus* という動詞を用いた地方官（バイイ）への指令条項を含んでおり、勅令と令状の複合的な性格を有している点にある。しかし、バロン（*barones*）¹³、封臣（*vassi*）¹⁴、優良都市（*bonae villae*）¹⁵、即ち直属都市に対する遵守規定を伴う点では、上掲ルイ8世の一二二三年の勅令に類似している。

更に、同王は一二三〇年と一二三四年にユダヤ人の処遇と高利貸に対する勅令を発し、一二三五年と一二四六年には王或いは他の最高封主による封地相続または買戻し税の徴収について勅令を発している。¹⁴

このルイ9世の一二三〇年勅令では、*pensata utilitate totius regni nostri*（我々の王国全体の利益を考慮して）¹⁵、*in toto regno nostro*（我々の王国全体において）なる表現が見られることから、王国全土を対象とした勅令と見ることができる。これは王自身の意志、王のバロンたちの共同の助言により作成されたものとされ、彼等助言者、宣誓者たる世俗諸侯たち7名の連署が添えられ、その遵守が確認されている。その中には国王大官（主馬頭）も含まれている。この文書が国王主導の下で一種の協約として成立したことが知られる。この文書においても、上掲の一二二八年の勅令同様、各条項は *statuta* と表記され、動詞としては *statuimus*（規定する）が用いられている。

他方で、上掲の封に関する勅令（一二四六年）¹⁶においては、参席した諸侯層が議論に加わり、同意を与えただけでなく、王の名による原本と決定の原因となった諸侯（バロン）層の名による原本が並存していることで知られている。それぞれ二通の原本が作成された。¹⁷ また、そこ

では、その適用範囲、対象者が極めて具体的かつ限定的である点が目を引く。この文書は王の末弟シャルルによるアパナージュ取得（一二四六年）に際して、アンジュー、メーヌ地域の封の借用（*ballum, bail*）¹⁸——近親者による一時的留保——と買い戻し（*rachatum, rachai*）——相続税の支払い——に関する地域の慣習（*consuetudo terrarum*）を確認したものである。この確認に当たっては、当該地域のバロンたち（*barones*）と有力者たち（*magnates, milites*）との協議の場が設けられ、彼等の一致した要求によりなされたことが記されている。

なお、封に関する勅令はそれに先立って、既に一二〇九年にフィリップ2世の下でも公布されている。¹⁹ それでも封（*tenementum feodale*）の相続が対象となっており、分割相続（*divisio*）がなされた場合には、各相続人は封主から直接保有するものとし、分割の割合に応じて勤仕し、*rachatum* とすべての *justitia* を封主に弁済するものとされている。このことが、王とともに世俗諸侯、フランス王国の他の多くの有力者たち（*plures alii magnates de regno Francie*）全員が合意し、公的な同意により（*assensu publico*）確認され、王の名で文書化されているのである。

ところで、一二五四年の「倫理的次元」の大勅令は、冒頭に「現時点において改革されるべき王国の状態を下記のように整序するに至った（*statum regni reformandum ad presens tempus subscripta duximus ordinanda*）」²⁰と記されているように、細部にわたりラングドック地方の行政全般の改革を目指したものである。ここでは、王の全面的立法権限が確認され、法の宣告、改廃を行なう全面的な王の公的権力が宣言されている。これ

には5書類のテキストと翌一二五五年の付帯的文書が残存しているが、原本の確定は極めて困難である。⁽²¹⁾ この文書は単に「scriptum」と呼ばれているに過ぎないが、prohibemus (禁ずる) inhibemus (抑止する) という動詞を含む地方官たるセネシャルに対する禁止条項が多く、一種の指令文書的人格のものである。

また、同王は一二五六年以降、王領直属のノルマンディー諸都市(communes, bones villes)の支配強化に専心し、一連の措置を講じている。そこでは市長は毎年一〇月に選挙により交代すべきこと、一月には新旧両市長は財政責任者を含む3人の有力者たち(probi homines, prud'hommes)とともにパリの王宮に参内し、会計報告書を提出すべきことが規定されている。⁽²²⁾

更に、一二五七年には、既に王国全体に対して発せられた私戦禁止の徹底を図るための勅令が出されている。⁽²³⁾ これは、ル・ピュイの司教管区と同司教座教会の封土内に居住する総ての王の忠臣たち(fideles)に宛てた私戦、放火、略奪行為を禁じた文書である。ここでは①既に王国におけるこれらの行為を禁ずる規定(一二四五年、四〇日間の平和設定)⁽²⁴⁾が周知のものとなっていること、②この禁止規定の遵守を当該の勅令により上記の人々に命ずること、③彼等がそれに違反した場合には、王は地方官たるセネシャルに命じて、司教に協力して平和維持のために違反者を処罰すること、が記されている。③では②の遵守、徹底を図るべく、地方官に対して令状(mandatum)が発せられることが記されている。通常、勅令を受ける形で、令状がこのような場合に発せられるこ

とは、他の勅令において「我々の特別な命によらない限り(nisi de nostro speciali mandato)」と付記されていることから逆に裏づけられる。⁽²⁵⁾

ルイ9世の勅令(ordonnances, édis)の全般的な検討から、同王が、フランスの王国の構築、キリスト教的政治の実現と不可分の一体をなす政治権力の実践において、一人の聖人(saint, roi chrétien)として行動することに意を用いていたことが知られる。同王は法の改廃権に示される王としての公的権力を宣言したものの、この権力の行使において極めて慎重であつたとされている。⁽²⁶⁾

王権の拡大との関係では勅令(ordonnance)と呼ばれる文書類型の成立過程が重要である。その起点を一二世紀中葉ルイ7世期に求めることは今日異論のないところであろう。

そこで、最後に勅令とみなされるルイ7世期からルイ9世期にかけての一連の文書における書式の変化を検討しておく必要がある。その検討結果を概括すると以下の如くである。即ち、一二世紀後半から一三世紀の第1四半期、ルイ7世からフィリップ2世治世の比較的早期の勅令においては基本的に証書的人格が強く、当時主流となりつつあつた書簡的要素を取り込んだ新型の証書(charter)⁽²⁷⁾に近い形がとられている。

しかし、ルイ8世期以降、ユダヤ人に関する一連の勅令を起点として、その適用対象が明確化し、実効性が強まるとともに、王が直接的に特定の相手に命令を下す形がとられるようになる。その結果、ルイ8世期までに様式的に確立する令状(mandement)に酷似した勅令があらわれるようになる。また、勅令で一般的に規定し、その内容の個別具体的な実

行、徹底のために令状を用いるという関係も現れるようになり、両者の関係が緊密化することも様式上の類似性の根拠となる。

しかし、令状と異なり、勅令は理念的には聖俗貴族の支配領域を含む王国全体に向けられたものであり、王の權威が勅令には付与されねばならない。その意味で典型的な勅令は書簡的要素を取り込んだ新型証書をベースにして、それを更に尊厳型に整形したものとならざるを得ない。

この傾向は、ルイ9世治世における世俗貴族層の封の処遇に関する勅令(一二四六年)、高位聖職者の処遇に関する勅令(一二六八年)のように、とりわけ支配階層を対象を限定した勅令において特に顕著である。

このように貴族・領主層の意向に左右されず、政策決定と裁判における国王諮問会議、パルルマンの主導権が徐々に強化されていくが、立法証書(actes législatifs)が飛躍的に増加し、真の王の勅令(ordonnances royales)となるのは一三世紀末においてである。それは大封建領主(諸侯)層の独立性が大きく制約される時点と符合している。しかし、王の立法権に関する法理論が絶対主義に向けて十全に活用されるようになるのは一六世紀においてに過ぎない⁽²⁰⁾。

【第Ⅱ章註】

(1) J. Richard, *Saint Louis*, Paris, 1983, p.278-279.

(2)「王国の状態を慣習により是正し、法により整備することは王の気高きと威厳に属する(sicut est regiae celsitudinis ac majestatis statum regni emendare moribus, legibus exornare)」(M.Prou, *Recueil des actes de Philippe Ier*, Paris, 1908, p.225, no.86) ; G.Giordanengo, *Le pouvoir législatif du roi de France (XIe-XIIIe*

siècles), *Bibliothèque de l'Ecole des Chartes*, t.147, 1989, p.293.

(3) *Recueil des Historiens de la France*, t.16, p.8 (a.1144).

(4) A.Fliche, *Le règne de Philippe Ier (1060-1108)*, Paris, 1912, p.169 ; G.Fourquin, *Seigneurie et féodalité au moyen âge*, Paris, 1970, p.107 ; G.Giordanengo, *Le pouvoir législatif du roi de France*, pp.294, 298-99.

(5) G.Giordanengo, *Le pouvoir législatif du roi de France*, pp.296-297.

(6) *Ordonnance des rois de France*, t.1, pp.53-54 (a.1230) ; Am.Salmon (éd.), *Philippe de Beaumanoir, Coutumes de Beauvaisis*, t.II, Paris, 1970 (1900), p.264.「王が新たな勅令を作成するところができるのと同様に、王は合理的な理由により、公益のために、また大いなる助言により勅令を作成するよう、とりわけ、神に反し、また良き慣習に背くようなきよう大いに留意せねばならぬ」(…il rois puiist fere nouveaux establissemens, il doit moult prendre garde qu'il les face par resonable cause et pour le commun pourfit et par grant conseil, et especiaument qu'il ne soient pas fet contre Dieu ne contre bonnes meurs…)」(第151-155条)。

(7) R.Fawtier, *Les Capétiens et la France*, Paris, 1942, p.185.H.-F.Delaborde, *Recueil des actes de Philippe Auguste*, t.2, no.900 (a.1205-06) ; J.Boussard, *Recueil des actes de Philippe Auguste*, t.3, no.1083 (a.1209)

(8) Ch.Petit-Dutaillis, *Monarchie féodale en France et en Angleterre (Xe-XIIIe siècles)*, Paris, 1950 (1933), pp.343-345 ; J.Barbey, *Enire roi et son gouvernement en France*, Paris, 1992, p.174.

(9) J.Barbey, *Enire roi*, p.174.

(10) A.Teulet, H.-F. Delaborde, *Loyettes du trésor des chartes*, t.2, Paris, 1866, no.1610 (a.1223).

(11) J.Baldwin, *Philippe Auguste et son gouvernement*, Paris, 1991, pp.300-301 ; Ch. Petit-Dutaillis, *Etude sur la vie et le règne de Louis VIII*, Paris, 1894, pp.426-427.

(12) G.L.Langmuir, 'Judei nostri' and the beginning of Capetian legislation, *Traditio*, vol. 16, 1960, pp.203, 204-205, 216.

- (13) *Ordonnances des roys de France*, t.1, pp.50-53 (a.1228).
- (14) J. Richard, *Saint Louis*, pp.278-279 ; J. Le Goff, *Saint Louis*, Paris, 1996, p.326.
- (15) *Ordonnances des roys de France*, t.1, pp.53-54 (a.1230) ; A. Teulet, *Loyettes du trésor des chartes*, t.2, no.2083.
- (16) *Ordonnance des roys de France*, t.1, pp.58-60 (a.1246) : statutus et ordinavimus assensu baronum et militum praedictorum quod... ; Haec omnia... de communi consilio et assensu dictorum baronum et militum volumus et praecipimus... firmiter observari...
- (17) J. Le Goff, *Saint Louis*, p.683 ; G. Giordanengo, Le pouvoir législatif du roi de France, pp.299-300.
- (18) 封の継承予定者が未丁年の場合、その養育のために近親者に認められた封の用益権が *ballum* (*bail*) → 直系親族の場合には *garde* と呼ばれた。他方、受封者が封を継承する場合、封主に1年分の収益を支払わねばならなかった。*ラッパ* の *rachatum* (*rachat*) とは、いわゆる封地相統税 (*relief*) のことである。なお、封に関する一二三五年の勅令では、再受封地 (*arrière-fief*, *retrofeodum*) の相続人 (*relevator*) が封主に支払うべき相統税は *relevamen* と表記され *ラッパ* (*Ordonnances des roys de France*, t.1, p.56)。
- (19) *Recueil des actes de Philippe Auguste*, t.3, pp.166-167, *ラッパ* でも封地相統税の意味で *rachatum* が用いられている。
- (20) *Ordonnances des roys de France*, t.1, pp.65-75 (a.1254), p.67.
- (21) L. Carolus Barré, La grande ordonnance de 1254 sur la réforme d'administration, dans *Septième centenaire de la mort de Saint Louis*, Paris, 1976, pp.88-90.
- (22) *Ordonnances des roys de France*, t.1, pp.83-84 (a.1256).
- (23) *Ordonnances des roys de France*, t.1, p.84 (a.1257).
- (24) *Ibid.*, t.1, pp.56-58 (a.1245), cf. *Ibid.*, t.1, p.84 (a.1257).
- (25) *Ibid.*, t.1, pp.50-53 (a.1228) : pp.65-75 (a.1254).
- (26) J. Le Goff, *Saint Louis*, p.835.
- (27) 中世における証書と書簡の書式上の融合に関する史料論的な日仏の比較研

究について Shigekazu KONDO, Setsuo WATANABE, La diplomatie du Japon médiéval-un regard croisé, in *Bibliothèque de l'Ecole des Chartes*, t.160, 2003, pp.537-564 参照。

- (28) R. Mousnier, *Monarchies et royaumes de la préhistoire à nos jours*, Paris, 1989, p.199 ; Ch. Petit-Dutaillis, *Etude sur la vie et le règne de Louis VIII*, Paris, 1894, pp.426-427.

おわりに

以上、カペー王朝期フランス(一一一三世紀)について、中央統治機構(狭義の *curia regis*, *cour*)の確立を前提としつつ、王権と貴族層、とりわけ、聖俗諸侯層との関係を王国全体集会と勅令の面から考察した次第である。

先ず、一二世紀の過程で、カロリングの *placita* の伝統を引く聖俗有力者層の合議に基づく統治体制に代わり、廷臣層 (*curiales*, *palatini*) に主として依拠する統治体制が出現することを指摘した。それは聖俗諸侯層の王政からの排除、離反を意味する。このような状況が改善されて、彼らが再び王政に関与し始める転機はルイ7世の治世、一二世紀中葉である。

それを象徴的に示すものは一方で第二次十字軍遠征と係って開催されたヴェズレー(一一四六年)・エタンブ(一一四七年)の両集会であり、他方で異端と王国平和に関する勅令の発布(一一四四年、一一五五年)である。前者について重要な点は、王国の統治と防衛が、王国全体集会に招集された聖俗諸侯層との協議、助言により決定されるようになった

ことである。また、後者については、王国全土と全人民に適用し得る法制定権が王権に帰属することが認められるようになり、そこに「全人民 (populi et clerici)」を代表して有力貴族層 (諸侯・バロン層) の意向が反映されるようになった点が重要である。

しかし、このような動向が全面的に展開し始めるのはフィリップ2世の治世、一二〇〇年頃以降である。その背景としては、同王の下での実力基盤 (王領地、中央・地方の直轄行政機構) の強化・確立が挙げられるが、何よりも王の最高封主権 (suzeraineté) の確立が重要である。勅令との関係ではルイ7世期の実効性の乏しい精神規定的なものから、王の裁判権、立法権と結合した形で勅令が公布されるようになった点が重要である。換言すれば、公益 (utilitas publica) の概念が復活し、そこに平和のイデオロギーが融合し、政治的、社会的秩序の確立における法の機能が認識されるようになったということである。

ルイ8世、ルイ9世時代はこれら原理、原則の発展・確立過程として位置づけることができる。王国全体集会は、王国全体に係る問題の多様化―王国防衛、対英外交、十字軍の派遣、異端の制圧、ユダヤ人の処遇など―に対応してその重要性を増していくが、聖俗諸侯層の参席が基本的にレーン制的誠実義務の履行としての助言と同意であり、政策決定の主導権は基本的に王権の側、狭義の curia regis に帰属していたことが銘記されねばならない。即ち「王国全体集会」は基本的に王が助言 (consilium) を得るための「拡大 curia regis」に過ぎないということである。

カペー朝期フランスにおける王国統治と聖俗諸侯層―王国全体集会と勅令に関する一考察―

以上の点は、上記の如く、ルイ9世時代の到達段階を法的に対象化した『ボージェ慣習法書』(一二八〇―八二年成立) に明示されている。即ち、王は新たに勅令 (eblissements) を発する際には、①公益 (commun profit) を考慮し、②助言 (conseil) に基づき、③良き慣習 (bonnes meurs) を遵守すべきものとされているのである。^①

最後に封をめぐる諸問題が勅令の対象となっている点について、違和感が持たれる傾向が見られるので、その点について触れておきたい。その根底には封の授受、帰属は「私的な契約に基づくもの」とする発想がある。しかし封は単なる物権・物件ではなく、公的支配Ⅱ統治権を含む領域支配権なのである。従って封の授受関係の体系 (レーン制的秩序) は王国統治の根幹をなすものであり、王はその体系の維持の責を負うことになる。その意味で封が勅令の対象となることは極めて当然のことである。この点は、イングランドでの一三世紀中葉の改革派諸侯の国制改革において、諸侯 (封主)・中小領主 (封臣) 間の封建的裁判権の執行をめぐるトラブルの解消がその主要課題となっていることと軌を一にするものである。^②

封 (Ⅱ支配領域) は貴族・領主諸階層にとって権力と経済の根幹であるが故に、上記のように彼らの利害関係はより直接的に王権により担保されるべく、勅令により規定されていたのである。^③同時にこのようなレーン制的利害関係の調整は王権の存立にとっても不可欠の課題であった。周知のように、王自身の権力と経済の基盤である王領地 (直轄領) 自体も諸侯領と基本的に等価であり、その内部に中小領主に対する授封

地を含み、王国は諸侯領を王からの移動封 (mouvance) として包括する形で形成されていたのである。そして王国は王↓聖俗諸侯層↓中小貴族・領主層という形で下方に向けて、「委任連関」の連鎖により分割統治され、逆に上に向けて、「人的結合国家 (Personenverbandsstaat)」として一体化されていたのである。

【註】

- (1) Am.Salmon(éd.), *Philippe de Beaumanoir. Coutumes de Beauvaisis*, t.II, Paris, 1970(1900), p.264 (第一五一五条)。なお、新たな公益のための勅令の策定に際しては慣習・伝統を王が尊重すべきことについては、第一五一三条も参照のこと :se li rois fet aucun establisement nouvel pour le commun pourfit, qu'il ne greve pas as choses qui sont fetes du tans passé ne as choses qui avient dusques a tant que li etablisemens est commandés a tenir (ibid. p.263)。
- (2) この点では、特に朝治啓三『シモン・ド・モンフォールの乱』京都大学学術出版会、二〇〇三年の第一部第3章「封建的主従関係のトラブルをめぐる論点(五七―八二頁)」を参照。
- (3) なお、フィリップ2世時代(一二〇五―一二〇六年)に教会の裁判権限との関係で封に関する訴訟のありかたが勅令の対象となっている (*Recueil des actes de Philippe Auguste*, t.2, nos.899-900)。一方で聖職者(＝受封者)たちが封に関して教会裁判所 (curia christianitatis) に訴えた場合、それは信頼、誓約に関する事項であるが故に(世俗の)封主(dominus)はその封に関する裁判権 (iustitia suorum feodorum) を失うとされている。これに対し王とバロンたちは、偽誓と不忠は贖罪の対象となるが、封主(dominus de quo feodum movet)は封に関する裁判権は放棄しない旨、明記している。